# 定款変更届出について

### 1. 概要

社会福祉法第45条の36第4項及び同法施行規則第4条に基づき、定款変更のうち次の届出事項に該当している場合は、所轄庁(加賀市長)への届出を行うこととなっています。

ただし、増改築及び土地の地積変更等、現行の基本財産に変更を加える場合は、定款変更 認可申請の手続きになりますので、ご注意ください。

## 【定款変更届出事項】

- (1) 事務所の所在地が移転(変更したとき)
- (2) 基本財産(土地、建物及び現金)が増加したとき
- (3) 公告の方法を変更するとき

### 2. 定款変更届出の流れ

- (1) 定款変更内容を整理した上、加賀市担当者まで事前相談(電話、来庁どちらでも可能)を行う。
- (2) 理事会で評議員会の日時・場所及び議題・議案(定款変更に関する議案)を決定する。
- (3) 評議員会で定款変更内容について議決する。
- (4) 「定款変更届」を加賀市長あてに、必要な書類とともに2部ずつ提出する。

### 3. 提出書類一覧

- (1) 定款変更届(様式1)
- (2) 理事会の議事録(写)
- (3) 評議員会の議事録(写)
- (4)変更後の定款
- (5) 現行の定款
- (6) その他所轄庁が必要と認めた書類 ※変更届出事項に応じて、その他提出資料を別途ご連絡します。